

支えあい 私らしく  
ちゃーがんじゅう

介 護 保 険

べ ん り 帳

令和5年度発行



那覇市

# 介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とすることで、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

※今後、制度改正等により、内容が一部変更になる場合があります。

## ！ お知らせ

- 訪問型、通所型の住民主体サービスを利用している方が、要介護認定を受けた後も、サービス利用を継続することについては、検討中です。決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。▶ [24](#)ページ

## お問い合わせ先

### 那覇市 チャーがんじゅう課

(〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所2階)

電話：① **098-862-9010** (チャーがんじゅう課 代表)

保険料グループ (内線 2413、2414)

給付グループ (内線 2418)

施設グループ (内線 2415、2416)

在宅福祉グループ (内線 2430)

包括支援グループ (内線 2420、2423、2424、2425)

② **098-861-1274** (認定グループ 直通)

FAX：**098-862-9648** (チャーがんじゅう課)

<b>介護保険制度のしくみ</b> .....	<b>4</b>
住み慣れた地域でいつまでも元気に .....	4
<b>サービス利用の手順</b> .....	<b>6</b>
サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス .....	6
サービス利用の流れ② 要介護認定の流れ .....	8
サービス利用の流れ③ ケアプランの作成からサービス利用まで .....	10
<b>サービスの種類と費用</b> .....	<b>12</b>
介護保険サービスの種類 .....	12
①自宅を中心に利用するサービス .....	13
②介護保険施設で受けるサービス .....	22
<b>地域支援事業（総合事業）</b> .....	<b>24</b>
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） .....	24
総合事業の対象者は基本チェックリストをふまえて決定します ..	26
地域包括支援センターとは	
地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です .....	27
<b>費用の支払い</b> .....	<b>28</b>
自己負担限度額と負担の軽減 .....	28
<b>在宅福祉サービス</b> .....	<b>30</b>
介護保険認定に伴うサービス以外に受けられる事業 .....	30
<b>その他</b> .....	<b>32</b>
交通事故が原因で介護サービスを利用するときは届出が必要です! ..	32
<b>介護保険サービス事業者一覧</b> .....	<b>33</b>
施設サービス事業所一覧 .....	33
地域密着型サービス事業所一覧 .....	34
<b>介護保険料の決まり方・納め方</b> .....	<b>36</b>
社会全体で介護保険を支えています .....	36

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

費用の支払い

在宅福祉サービス

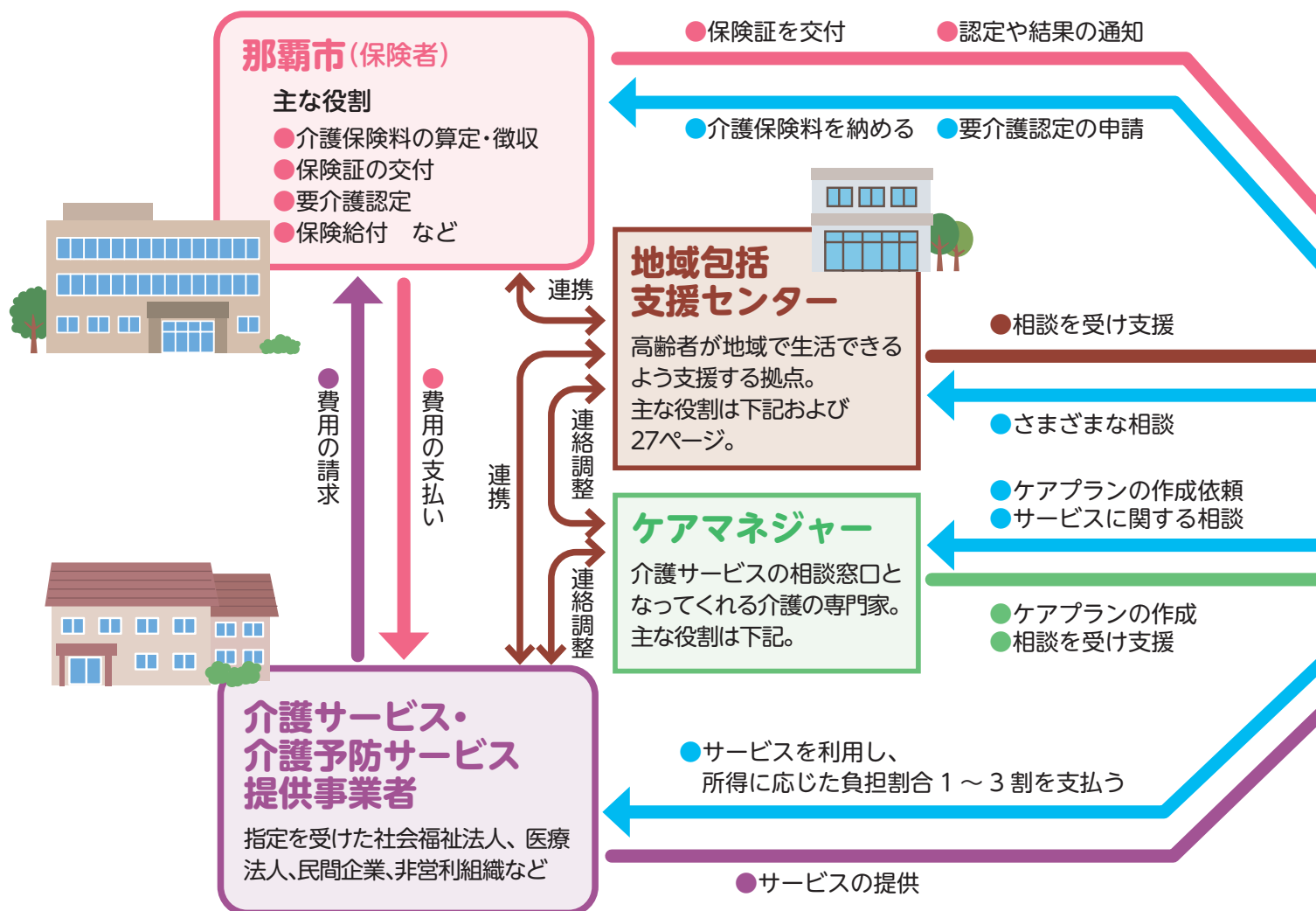
その他

介護保険サービス事業者一覧

介護保険料の決まり方・納め方

# 住み慣れた地域でいつまでも

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さま介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用でき



## 「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口です。

→ 詳しくは、27ページ。

## 【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

## 「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

## 【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など



# 元気に

んが加入者（被保険者）となり、保険料を納めます。運営は市区町村が行っています。



## 65歳以上の方 (第1号被保険者)

【介護保険を利用できる方】  
「要介護認定」（介護や支援が必要であるという認定）を受けた方

(要介護認定 → 8～9 ページ)

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。  
ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、チャージ課へ届け出をお願いします。

## 加入者（被保険者）

年齢で二つの被保険者に分れます。



## 40～64歳の方 (第2号被保険者)

【介護保険を利用できる方】  
介護保険の対象となる病気\*が原因で「要介護認定」を受けた方。  
交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- ガン（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 脊髄小脳変性症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 筋萎縮性側索硬化症
- 初老期における認知症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 後縦靱帯骨化症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患

## 介護保険の保険証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

### 65歳以上の方は

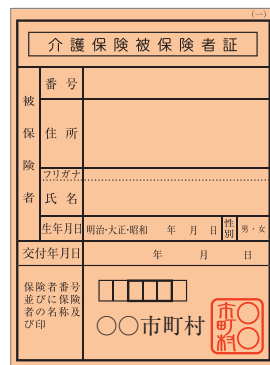
65歳になる翌月に全員に交付されます。

### 40～64歳の方は

認定を受けた方に交付されます。

### 【保険証が必要なとき】

- ・要介護認定を申請(更新)するとき
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき など



## 負担割合証

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合（1～3割）を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

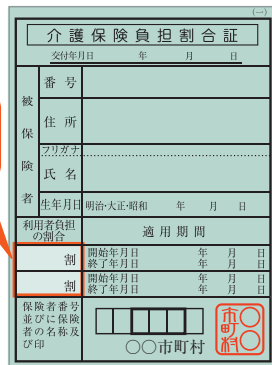
※負担割合に関して、詳しくは28ページ。

### 【負担割合証が必要なとき】

- ・介護保険サービス等を利用するとき

【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)

【更新について】毎年7月上旬に郵送します。



負担割合（1～3割）が記載されます。

介護保険の保険証、負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。



## サービス利用の流れ① 相談～利用できる

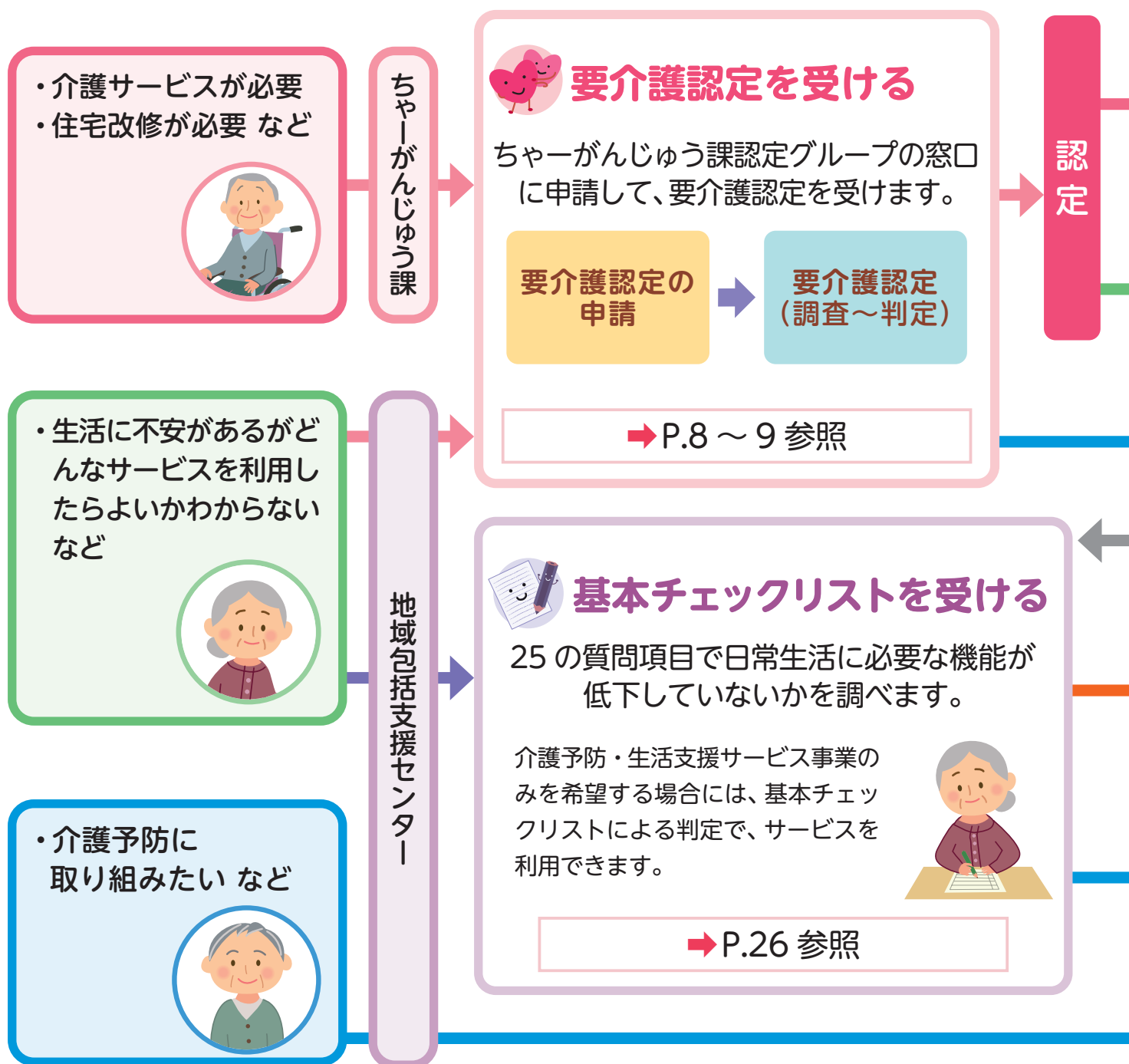
介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まず相談しましょう。

### ① 相談する

チャージャンじゅう課の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

### ② 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。



# サービス

まずは、チャーがんじゅう課の窓口や地域包括支援センターに



介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

費用の支払い

在宅福祉サービス

その他

介護保険サービス事業者一覧

介護保険料の決まり方・納め方

サービス利用の流れ③へ(10ページから)

## ③ 体の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態が判定されます。

要介護  
1～5



要支援  
1・2



非該当

事業対象者

生活機能の低下がみられる



自立した生活を送れる



## ④ 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

**介護サービス** を利用できます。

「介護サービス」は要介護1～5の方が利用できます。

種類と費用は → P.12～



**介護予防サービス** を利用できます。

「介護予防サービス」は、要支援1・2の方が利用できます。

種類と費用は → P.12～



## 総合事業

**介護予防・生活支援サービス事業**

を利用できます。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援1・2の方、基本チェックリストによって、生活機能が低下していると判定された方（事業対象者）が利用できます。

詳しくは → P.24



**一般介護予防事業** を利用できます。

一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が対象の事業です。

詳しくは → P.25



# サービス利用の流れ② 要介護認定の流れ

介護サービス、介護予防サービスを利用するには「要介護認定」を受けて、介護や支援「要介護認定」とは、どれくらい介護サービスが必要かなどを判断するための審査です。

## ① 申請する

申請の窓口はチャージがじゅう課認定グループです。申請は本人のほか家族でもできます。



なお、次のところでも申請の代行をしてもらうことができます。

- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設

### 申請に必要なもの

申請書

市区町村の窓口にあります。

来課する方の身分証

介護保険の保険証 (P.5)

健康保険の保険証

### 申請の前に

介護認定の際に主治医意見書の取り寄せを行います。申請の前に意見書記入の事前了承を得て、主治医名(漢字フルネーム)・医療機関名・所在地・連絡先を控えておいてください。

## ② 要介護認定

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

### ● 訪問調査

市の訪問調査員などが自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて確認や聞き取り調査を行います。

### ● 主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

### ● 一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

### ● 二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

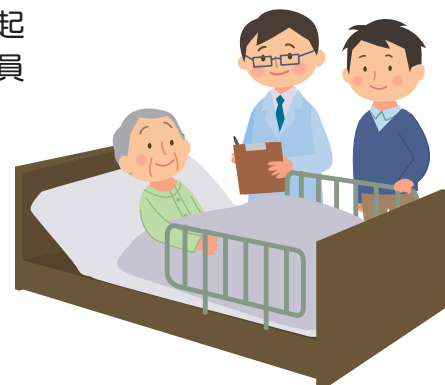


## 「訪問調査」とは？

基本調査では「片足で立ってられるか」「何かにつかまらないで起き上がるか」など、あらかじめ定められた項目にしたがって、調査員が動作確認及び聞き取りをします。

### 【訪問調査を受けるときのポイント】

- 伝えたいこと(困っていること)はメモしておく
- 本人だけでなく、介護している人が同席する
- 24時間通しての様子を伝える(夜間の様子なども伝える)



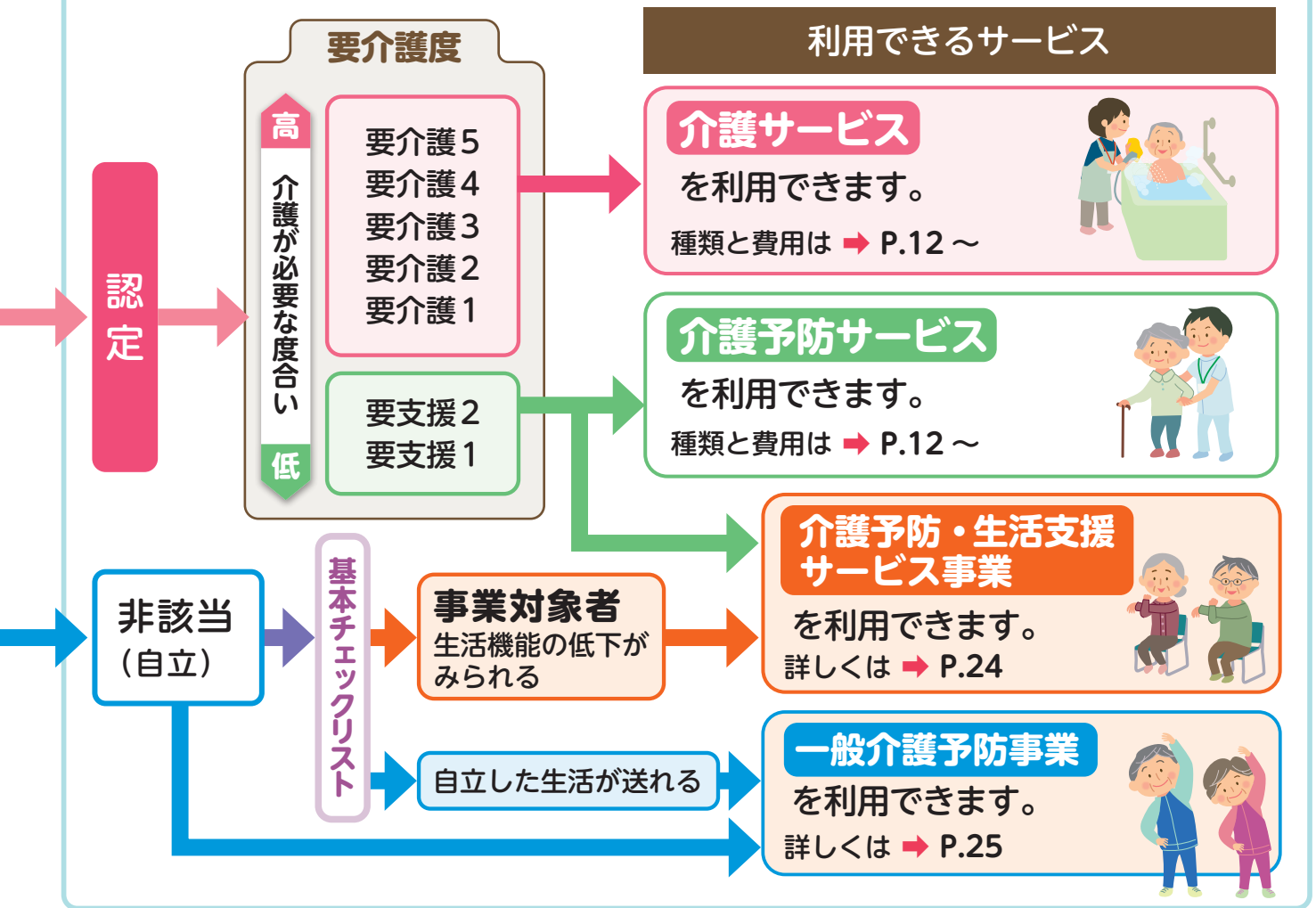




が必要であると認定を受けする必要があります。

## ③ 結果の通知

「要介護」と認定された方は「介護サービス」を、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。



### 要介護状態区分

\* 状態の説明は、あくまで目安です。

高 介護が 必要な 度合い	要介護5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能。
	要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難。
	要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などにほぼ全面的な介護が必要。
	要介護2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要。
	要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要。
低	要支援2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い。
	要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要。
非該当	ほぼ自立した生活ができる(介護保険のサービスは利用できません)。ただし、生活機能の低下がみられ、事業対象者に該当する方は、介護予防・生活支援サービス事業が受けられます(P24)。	

# サービス利用の流れ③ ケアプランの作成

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支連絡します。また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業

要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい

自宅を中心に利用する  
**介護サービス**の種類  
(P.12～)



## ① 居宅介護支援事業者に連絡します

- 市などが発行する事業者一覧の中から**居宅介護支援事業者**(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



介護保険施設へ入所したい

**施設サービス**の種類 (P.22)



## ① 介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



要支援1・2の方

## ① 地域包括支援センターに連絡します

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。
- 介護予防サービス**の種類 (P.12～)
- 介護予防・生活支援サービス事業**について (P.24)

## ② 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

事業対象者

## ① 地域包括支援センターに連絡します

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。
- 介護予防・生活支援サービス事業**について (P.24)

## ② 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。



# からサービス利用まで



介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

費用の支払い

在宅福祉サービス

その他

介護保険サービス事業者一覧

介護保険料の決め方・納め方

援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に  
対象者は地域包括支援センターに連絡します。

## ② ケアプラン<sup>※1</sup>を作成します

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



## ③ サービスを利用します

- サービス事業者と契約<sup>※2</sup>します。
- ケアプランにそって **介護サービス** を利用します。



## ② ケアプラン<sup>※1</sup>を作成します

- 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

## ③ サービスを利用します

- ケアプランにそって 介護保険の **施設サービス** を利用します。



## ③ ケアプラン<sup>※1</sup>を作成します

- 地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

## ④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約<sup>※2</sup>します。
- ケアプランにそって **介護予防サービス** および **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。



## ③ ケアプラン<sup>※1</sup>を作成します

- 地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

## ④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約<sup>※2</sup>します。
- ケアプランにそって **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。



※1 ケアプランの作成については、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

# 介護保険サービスの種類

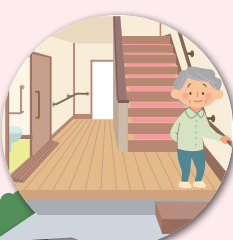
介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、居宅サービスには、事業所のある市区町村にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

## 介護保険サービスの種類



自宅を  
訪問してもらう

P.13 ~ 14



生活する環境を  
整える

P.18 ~ 19



施設に通って  
利用する

P.15 ~ 16



短期間施設に  
泊まる

P.17



通いを中心とした  
複合的なサービス

P.20



介護保険施設に  
移り住む

P.22



自宅から移り住んで  
利用する

P.20 ~ 21



## マーク、自己負担のめやす等について

要介護  
1~5

要介護1~5の方が介護保険を  
使って利用できるサービス

要支援  
1・2

要支援1・2の方が介護保険を  
使って利用できるサービス

※要介護3~5の方向けのサービスや要支援2の方向けのサービスなどは数字の違いで表現しています。

**地域密着型サービス** 原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できる介護保険サービス。サービスの種類などは市区町村によって異なります。

- 自己負担は1割、2割、3割のいずれかです。本冊子は、**令和3年4月からの自己負担1割の費用をめやす**として掲載しています。(負担割合については、28ページ参照)
- 実際にかかる費用は、利用する事業者の所在地や体制、サービスの内容等によって異なります。



## 【サービスを利用する前に】

ケアプラン（介護サービスの利用計画）または介護予防ケアプランを作成する必要があります。

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

費用の支払い

在宅福祉サービス

その他

介護保険サービス事業者一覧

介護保険料の決め方・納め方



## 介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

ケアプランを作成する

要介護 1~5

### きょたくかいごしえん 居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらい、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



要支援 1・2

### かいごよぼうしえん 介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらい、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。



ケアプランの作成および相談は無料です。（全額を介護保険で負担します）

# ① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス（居宅サービス）には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなどさまざまな種類があります。



## 日常生活の手助けをしてもらう

自宅を訪問してもらう

要介護 1~5

### ほうもんかいご 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



#### 〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

#### 〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

#### 自己負担（1割）のめやす

身体介護 中心	20分～30分未満	250円
	30分～1時間未満	396円
生活援助 中心	20分～45分未満	183円
	45分以上	225円

通院等乗降介助（1回）	99円
-------------	-----

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

※要支援の方は総合事業の介護予防・生活支援サービス事業での利用となります（P.24）。

### ご注意ください！以下のサービスは、介護保険の対象となりません。

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 預金の引き出し、預け入れ
- 留守番
- 来客の応対
- 家具の移動や修繕、模様替え
- 草むしり など

## 自宅で入浴する

要介護 1~5

要支援 1・2

### ほうもんにゅうよくかいご 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

#### 自己負担（1割）のめやす【1回あたり】

要介護 1~5	1,260円	要支援 1・2	852円
---------	--------	---------	------







## 看護師などに訪問してもらう

自宅を訪問してもらう

要介護 1~5  
要支援 1・2

### 訪問看護 (介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担(1割)のみやす

要介護度	病院・診療所から		訪問看護ステーションから	
	20分~ 30分未満	30分~ 1時間未満	20分~ 30分未満	30分~ 1時間未満
要支援 1・2	381円	552円	450円	792円
要介護 1~5	398円	573円	470円	821円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

## 自宅でリハビリをする

要介護 1~5  
要支援 1・2

### 訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のみやす

1回	307円
----	------

## お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護 1~5  
要支援 1・2

### 居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のみやす

【単一建物居住者一人に対して行う場合(1回あたり)】

医師の場合(月2回まで)	514円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円

## 夜間に訪問介護を受ける

要介護 1~5

### 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などがあります。

地域密着型サービス

自己負担(1割)のみやす  
【基本対応の場合】

1カ月	1,025円
-----	--------

※要支援の方は利用できません。

## 24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護 1~5

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで、随時対応も受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のみやす  
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護 1	5,697円	8,312円
要介護 2	10,168円	12,985円
要介護 3	16,883円	19,821円
要介護 4	21,357円	24,434円
要介護 5	25,829円	29,601円

※要支援の方は利用できません。



## 施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

施設に通って利用する

### 要介護1~5 つうしょかいご 通所介護【デイサービス】

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

#### 基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。



自己負担(1割)のめやす  
【通常規模の施設/7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	655円
要介護 2	773円
要介護 3	896円
要介護 4	1,018円
要介護 5	1,142円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・ 個別機能訓練 56円/1日
- ・ 栄養改善 200円/1回
- ・ 口腔機能向上 150円/1回 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は総合事業の介護予防・生活支援サービス事業での利用となります(P.24)。

## 小規模な施設の通所介護サービス

### 要介護1~5 ちいきみっちやくがたつうしょかいご 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



地域密着型サービス

自己負担(1割)のめやす  
【7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	750円
要介護 2	887円
要介護 3	1,028円
要介護 4	1,168円
要介護 5	1,308円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は総合事業の介護予防・生活支援サービス事業での利用となります(P.24)。

## サービス事業者と契約する際の注意点

- 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得しましたか？
- 利用者の病気や身体の状態をよく把握してもらっていますか？
- 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっていますか？
- 利用料やキャンセル料、支払いについて納得しましたか？
- 契約をやめるときにどうすればよいのかわかりますか？

利用開始後も不満な点があるときやサービスに納得できないときは、事業者を変えることができます。疑問な点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。

通うサービスなどでは、実際に施設を見学してみましょう



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

在宅福祉サービス

その他

介護保険サービス事業者一覧

介護保険料の決め方・納め方



## 施設に通ってリハビリをする

施設に通って利用する

### 要介護 1~5 つうしょ 通所リハビリテーション 【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

#### 基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
  - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。

自己負担（1割）のめやす  
【通常規模の施設／7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	757円
要介護 2	897円
要介護 3	1,039円
要介護 4	1,206円
要介護 5	1,369円

- ※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
- ・ 栄養改善 200円／1回
  - ・ 口腔機能向上 150円／1回 など
- ※食費、日常生活費は別途負担となります。

### 要支援 1・2 かいご よぼうつうしょ 介護予防通所 リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

#### 基本のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練（運動器機能向上）
  - 食事に関する指導など（栄養改善）
  - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。



1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援 1	2,053円
要支援 2	3,999円

- ※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
- ・ 運動器機能向上 225円／月
  - ・ 栄養改善 200円／月
  - ・ 口腔機能向上 150円／月 など
- ※食費、日常生活費は別途負担となります。

## 認知症の方が施設に通って受けるサービス

### 要介護 1~5 要支援 1・2 にんちしょうたいおうがたつうしょかいご 認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

地域密着型サービス

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



自己負担（1割）のめやす【7~8時間未満利用した場合】

要介護 1	992円
要介護 2	1,100円
要介護 3	1,208円
要介護 4	1,316円
要介護 5	1,424円

要支援 1	859円
要支援 2	959円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

## リハビリの専門家ってどんな人？

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなりハビリを行います。

理学療法士：日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

作業療法士：日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

言語聴覚士：音声・言語・聴覚に障がいのある方に訓練や検査などを行います。



※自己負担（1割）のめやすは、令和3年4月からの金額です。



## 自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

短期間施設に泊まる

要介護1～5 要支援1・2 たんきにゅうしょせいかつかいご **短期入所生活介護【ショートステイ】** (介護予防短期入所生活介護) かいごよぼうたんきにゅうしょせいかつかいご

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	596円	596円	696円
要介護 2	665円	665円	764円
要介護 3	737円	737円	838円
要介護 4	806円	806円	908円
要介護 5	874円	874円	976円

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	446円	446円	523円
要支援 2	555円	555円	649円



## 医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護1～5 要支援1・2 たんきにゅうしりょうようかいご **短期入所療養介護【医療型ショートステイ】** (介護予防短期入所療養介護) いりょうがたかいごよぼうたんきにゅうしりょうようかいご

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	752円	827円	833円
要介護 2	799円	876円	879円
要介護 3	861円	939円	943円
要介護 4	914円	991円	997円
要介護 5	966円	1,045円	1,049円

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	577円	610円	621円
要支援 2	721円	768円	782円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。  
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

### 【居室の違い】

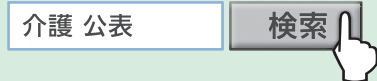
- 従来型個室：共同生活室（リビングスペース）を併設していない個室
- ユニット型個室：共同生活室（リビングスペース）を併設している個室
- ユニット型個室的多床室：ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室。「ユニット型準個室」から名称が変更されました。
- 多床室：定員2人以上の個室ではない居室

### 事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。



介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

費用の支払い

在宅福祉サービス

その他

介護保険サービス事業者一覧

介護保険料の決まり方・納め方



## 自立した生活を送るための福祉用具を借りる



生活する環境を整える

### 福祉用具貸与ふくしょうぐたいよ (介護予防福祉用具貸与かいごよぼうふくしょうぐたいよ)

次の13種類が貸し出しの対象となります。  
原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用  
できます。⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。

月々の利用限度額の範囲内で、  
実際にかかった費用の1～3割  
を自己負担します。

#### 要介護4・5の方が利用できる福祉用具

#### 要介護2・3の方が利用できる福祉用具

#### 要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- |  |   |
|--|---|
| ① 手すり(工事をとまなわないもの)                               | ③ 歩行器                                       |
| ② スロープ(工事をとまなわないもの)                              | ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)                        |
| ⑤ 車いす  | ⑨ 床ずれ防止用具                                   |
| ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等)                          | ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む)                       |
| ⑦ 特殊寝台   | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)                    |
| ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等) | ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む) |

#### ⑬ 自動排泄処理装置はいせつ

(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

### 適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問な点は事業者に相談しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には下記①、②が義務付けられています。
  - 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
  - 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

## トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

### 要介護1～5 要支援1・2 とくていふくしょうぐこうにゆう とくていかいごよぼうふくしょうぐこうにゆう 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

申請が必要です

購入費支給の対象は、次の6種類です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 自動排泄処理装置はいせつの交換部品
- 排泄予測支援機器はいせつ
- 入浴補助用具(入浴いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。





## より安全な生活が送れるように住宅を改修する

生活する環境を整える

要介護 1~5

要支援 1・2

きょたくかい ご じゅうたくかいしゅう かい ご よ ぼうじゅうたくかいしゅう  
**居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）**

事前と事後に申請が必要です

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。（費用が20万円かかった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です）

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口にご相談しましょう。

### ◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額／20万円まで（原則1回限り）  
 20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りを取りましょう。



### 那覇市の住宅改修の取扱い

住宅改修は、利用者が費用の全額（保険給付分＋自己負担分）をいったん支払い、後から限度額の範囲内で、一部（保険給付分）の払戻しを受ける仕組みです。

那覇市では、自己負担分のみを事業者に支払うだけで改修ができる「受領委任払い」の制度があります。

この制度は、市に登録した住宅改修事業者の行う改修が対象です。登録事業者の名簿は、那覇市のホームページに掲載しています。



開き戸から引き戸等への扉の取り替え（ドアノブの変更・戸車等の設置）

和式便器から洋式便器への取り替え

滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更

手すりの取り付け

段差の解消

### 手続きの流れ（事前と事後の申請が必要です） 【償還払い（後から払い戻される）の場合】

#### 相談

- ケアマネジャーや市区町村の窓口等に相談します。

#### 事前申請

- 工事を始める前に、市区町村の窓口に必要な書類を提出します。

#### 【申請書類の例】

- ・支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事着工前の写真（日付入り）
- ・工事費の見積書（利用者宛のもの）等

- 市区町村から着工の許可が下りてから着工します。

#### 工事・支払い

- 改修費用を事業所にいったん全額支払います。

#### 事後申請

- 市区町村の窓口で支給申請のための書類を提出します。

#### 【申請書類の例】

- ・改修後の写真（日付入り）
- ・工事費の内訳書
- ・領収書（利用者宛のもの）等

#### 払い戻し

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。



通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

通いを中心とした複合的なサービス

要介護 1~5  
要支援 1・2

しょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご  
**小規模多機能型居宅介護**  
かい ご よ ぼうしょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご  
(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

地域密着型サービス

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要支援 1	3,438円
要支援 2	6,948円
要介護 1	10,423円
要介護 2	15,318円
要介護 3	22,283円
要介護 4	24,593円
要介護 5	27,117円

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護 1~5

かん ご しょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご  
**看護小規模多機能型居宅介護**  
ふくごうがた  
【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

地域密着型サービス

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要介護 1	12,438円
要介護 2	17,403円
要介護 3	24,464円
要介護 4	27,747円
要介護 5	31,386円



有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

自宅から移り住んで利用する

要介護 1~5  
要支援 1・2

とくてい し せつにゅうきよしゃせいかつかい ご  
**特定施設入居者生活介護**  
かい ご よ ぼうとくてい し せつにゅうきよしゃせいかつかい ご  
(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。



※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要支援 1	182円
要支援 2	311円
要介護 1	538円
要介護 2	604円
要介護 3	674円
要介護 4	738円
要介護 5	807円



## 地域の小規模な有料老人ホームなどで介護サービスを受ける

自宅から移り住んで利用する

### 要介護 1～5 ちいきみっちやくがた とくてい し せつにゆうきよしゃせいかつかい ご 地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

#### 地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	542円
要介護 2	609円
要介護 3	679円
要介護 4	744円
要介護 5	813円

## 認知症の方が施設で共同生活を送る

### 要介護 1～5 要支援 2 にん ち しょうたいおうがたきょうどうせいかつかい ご 認知症対応型共同生活介護 [グループホーム] かい ご よ ぼうにん ち しょうたいおうがたきょうどうせいかつかい ご (介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。  
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援1の方は利用できません。



#### 地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
[2ユニットの事業所の場合]

要支援 2	748円
要介護 1	752円
要介護 2	787円
要介護 3	811円
要介護 4	827円
要介護 5	844円

## 地域の小規模な介護老人福祉施設で介護サービスを受ける

### 要介護 3～5 ちいきみっちやくがた 地域密着型 かい ご ろうじんふく し し せつにゆうしよしゃせいかつかい ご 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

#### 地域密着型サービス



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	722円	722円	803円
要介護 4	792円	792円	874円
要介護 5	860円	860円	942円

有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち「特定施設」（入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設）と指定を受けた施設では「特定施設入居者生活介護」を利用できます。「特定施設入居者生活介護」は入居している居室が自宅とみなされるため、大きくは居宅サービスや地域密着型サービスに分類されます。

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

費用の支払い

在宅福祉サービス

その他

介護保険サービス事業者一覧

介護保険料の決まり方・納め方



## ②介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。



- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。
- ※従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについては、17 ページを参照してください。



### 生活介護が中心の施設

介護保険施設に移り住む

#### 要介護 3～5 かいごろうじんふくし しせつ とくべつようごろうじん 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約21,360円	約21,360円	約23,790円
要介護 4	約23,400円	約23,400円	約25,860円
要介護 5	約25,410円	約25,410円	約27,870円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

### 介護やリハビリが中心の施設

#### 要介護 1～5 かいごろうじんほけんしせつ 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約21,420円	約23,640円	約23,880円
要介護 2	約22,770円	約25,080円	約25,230円
要介護 3	約24,630円	約26,940円	約27,090円
要介護 4	約26,220円	約28,470円	約28,680円
要介護 5	約27,750円	約30,090円	約30,270円

### 病院での療養が中心の施設

#### 要介護 1～5 かいごりょうようがたいりょうしせつ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約17,790円	約20,580円	約21,180円
要介護 2	約20,550円	約23,430円	約24,030円
要介護 3	約26,670円	約29,460円	約30,060円
要介護 4	約29,220円	約32,100円	約32,700円
要介護 5	約31,560円	約34,380円	約34,980円

### 長期療養の機能を備えた施設

#### 要介護 1～5 かいごいりょういん 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約21,420円	約24,750円	約25,260円
要介護 2	約24,720円	約28,020円	約28,530円
要介護 3	約31,800円	約35,130円	約35,640円
要介護 4	約34,830円	約38,130円	約38,640円
要介護 5	約37,530円	約40,860円	約41,370円

※令和6年3月末に廃止が予定されている介護療養病床の転換先と位置付けられています。

## 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分（1～3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



### ★居住費・食費について

居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり) (令和3年8月から)

施設の種類の種類	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
介護老人福祉施設	2,006円	1,668円	1,171円	855円	1,445円
介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院	2,006円	1,668円	1,668円	377円	

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日 令和〇年〇月〇日	
被保険者	番号
	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日
	通年用月日
	有効期限
	食費の負担限度額
	居住費又は滞在費の負担限度額
	保険者番号並びに保険者の名称及び印

**【有効期間】**  
申請月の1日～翌年7月31日(1月以降の申請の場合、同年7月31日)

**【更新について】**  
毎年申請する必要があります。

## 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

※給付を受けるには、チャージ給付グループへの申請が必要です。  
申請により給付の対象となる方には「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

居住費・食費の自己負担の上限(限度額)(1日あたり) (令和3年8月から)

利用者負担段階	所得の状況 <sup>※1</sup>	預貯金等の資産 <sup>※2</sup> の状況	居住費(滞在費)				食費【短期】
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
1	生活保護受給者の方等		820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下					
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 【600円】
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下					
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 【1,000円】
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下					

- ※( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ※【 】内の金額は、短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ※申請には本人及び配偶者の預貯金額等の確認のため、通帳等の写しの提出が必要です。
- ※本人の配偶者(別世帯の場合も含む)が市町村民税の課税者の場合は、給付の対象となりません。
- ※市町村民税の課税世帯の方でも、施設入所により在宅に残る家族が生活困窮に陥らないよう、特例で給付が受けられる「特例減額措置」制度があります(短期入所は除きます)。詳細については、チャージ給付グループにご相談ください。
- 特に生計困難な方が、社会福祉法人等の提供する介護サービスを利用する場合、利用者負担をさらに軽減できる場合があります。詳細については、ホームページを見ていただくかチャージ給付グループにご相談ください。



# 介護予防・日常生活支援総合事業

「高齢者がいきいきと、支えあいのある地域の中で、安心して暮らせるまち」を目指して者の介護予防を目的に行う事業です。一人ひとりが個々の状態に合わせた介護予防

## 総合事業

### 介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス ●通所型サービス

#### 対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・事業対象者  
(基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方)

### 一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるような教室など

#### 対象者

- ・65歳以上のすべての高齢者およびその支援のための活動に関わる方

## 介護予防・生活支援サービス事業

対象者 ①要支援1・2の方 ②事業対象者(基本チェックリスト該当者)

サービス名		サービス内容
訪問型サービス	従前訪問	訪問型介護サービス (介護予防ホームヘルプサービス) ヘルパー（訪問介護員）による身体介護と生活援助のサービス
	訪問A	生活支援訪問型サービス (緩和型ホームヘルプサービス) 一定の研修を受けた者による身体介護をとまなわない生活支援サービス 60分以内 / 回
	訪問B	地域支えあい訪問型サービス 住民ボランティア（生活支援サポーター）による、ちょっとした困りごとの生活支援 30分以内 / 回
	訪問C	短期集中訪問相談サービス 栄養士・作業療法士・歯科衛生士が自宅に訪問し、専門的なアドバイス等を受けるサービス
通所型サービス	従前通所	通所において生活機能向上のための、機能訓練や介護専門職による身体介護を要する方へのサービス
	通所A	元気向上通所型サービス (緩和型デイサービス) 指定を受けた事業所による送迎を伴う、運動や体操など身体介護が不要な方へのサービス
	通所B	住民主体通所型サービス 住民による体操・運動などの介護予防のための通いのサービス
	通所C	短期集中地域リハビリ教室 理学療法士等による専門的な機能訓練を4カ月短期集中的に行うサービス

# (総合事業)

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。



介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

在宅福祉サービス

その他

介護保険サービス事業者一覧

介護保険料の決まり方・納め方

構築する地域包括ケアシステムの一つとして、65歳以上のすべての高齢や生活支援のサービスを利用することができます。

## 総合事業のポイント

- **介護予防サービス** の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、**介護予防・生活支援サービス事業** に移行しました。  
要支援1・2の方は、**介護予防サービス** と **介護予防・生活支援サービス事業** を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業** のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。(要介護認定は不要です)

## 一般介護予防事業

**対象者** 65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方。

事業名	内容
地域ふれあいデイサービス	那覇市内135カ所(R5.4月現在)で健康体操や運動などを行います。 ★那覇市社会福祉協議会(TEL 857-7766)へお問い合わせください。
各地域包括支援センターが主催している介護予防教室	那覇市内18カ所の地域包括支援センターで介護予防のための栄養・運動などについて学ぶ教室(講座) ★那覇市地域包括支援センターへお問い合わせください。(裏表紙)
認知症特化型教室	認知症予防の講話・脳トレ・体操などを学び実践する講座 ★那覇市地域包括支援センターへお問い合わせください。(裏表紙) ※上記の介護予防教室に併設する場合があります。
認知症家族向け介護教室	認知症の正しい対応について学び、介護者の負担軽減へつなげるための家族向けの介護教室 ★那覇市地域包括支援センターへお問い合わせください。(裏表紙)
介護予防講演会	介護予防・認知症予防に関する知識などの普及を目的とした専門職による講演会*
男性のための運動教室	男性対象の運動を中心とした教室*
筋力アップ教室	筋力低下の予防・体力維持のため、マシンを使用した筋力アップ教室*
介護予防リーダー養成講座	介護予防のための地域のリーダーを養成する講座*
介護予防リーダーのための実践・養成講座	ちゃーがんじゅう体操広めたい講座*
	いきいき百歳体操リーダー養成講座*
ちゃーがんじゅうポイント制度	高齢者がボランティア活動を通して生きがい作りと介護予防を推進することを目的とし、その実績に応じてポイントを付与し交付金を受けることができます。*

令和5年4月現在

※お問い合わせは、ちゃーがんじゅう課包括支援グループ(862-9010)へご連絡ください。



## 総合事業の対象者は基本チェックリストを ふまえて決定します

厚労省の作成した25問の基本チェックリストにおいて、生活機能に低下がみられた方は「事業対象者」となり、介護予防・生活支援サービス事業を利用することができます。

### 【基本チェックリスト】

No.	質問項目	回答	
生活機能全般	1 バスや電車で1人で外出していますか	はい0点	いいえ1点
	2 日用品の買物をしていますか	はい0点	いいえ1点
	3 預貯金の出し入れをしていますか	はい0点	いいえ1点
	4 友人の家を訪ねていますか	はい0点	いいえ1点
	5 家族や友人の相談にのっていますか	はい0点	いいえ1点
運動機能	6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい0点	いいえ1点
	7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい0点	いいえ1点
	8 15分位続けて歩いていますか	はい0点	いいえ1点
	9 この1年間に転んだことがありますか	はい1点	いいえ0点
栄養状態	10 転倒に対する不安は大きいですか	はい1点	いいえ0点
	11 6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい1点	いいえ0点
口腔機能	12 BMIが18.5未満ですか BMIとは：体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)	はい1点	いいえ0点
	13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい1点	いいえ0点
	14 お茶や汁物等でむせることがありますか	はい1点	いいえ0点
閉じこもり	15 口の渇きが気になりますか	はい1点	いいえ0点
	16 週に1回以上は外出していますか	はい0点	いいえ1点
認知症	17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい1点	いいえ0点
	18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい1点	いいえ0点
	19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい0点	いいえ1点
うつ	20 今日が何月何日かわからない時がありますか	はい1点	いいえ0点
	21 (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	はい1点	いいえ0点
	22 (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい1点	いいえ0点
	23 (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい1点	いいえ0点
	24 (ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	はい1点	いいえ0点
25 (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	はい1点	いいえ0点	

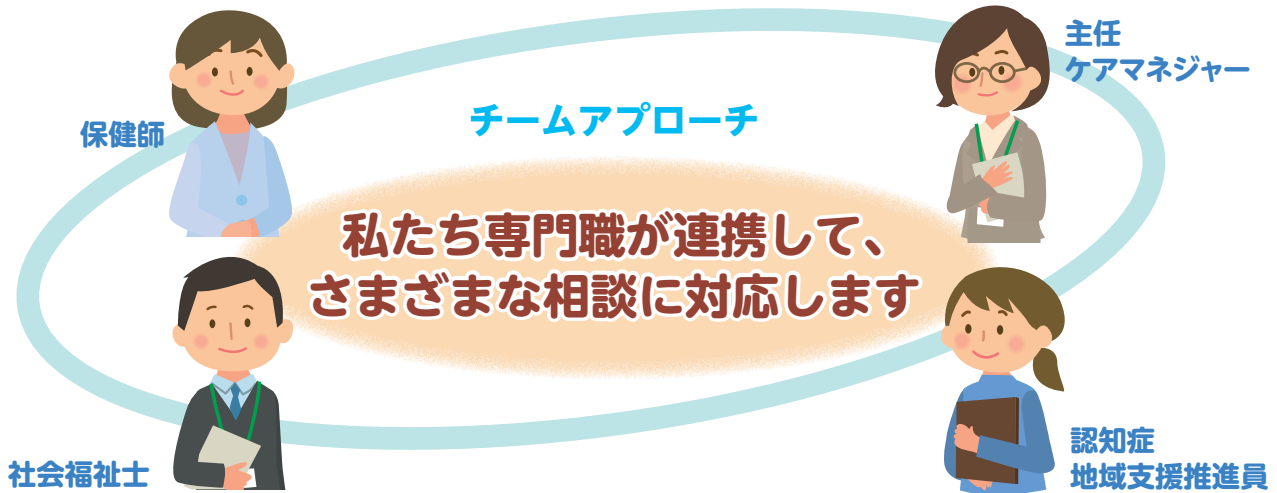
次のいずれかにあてはまる方は「生活機能の低下」がみられます

① No.1～20の合計が	10点以上	⑤ No.16に該当	1点
② No.6～10の合計が	3点以上	⑥ No.18～20の合計が	1点以上
③ No.11～12の合計が	2点以上	⑦ No.21～25の合計が	2点以上
④ No.13～15の合計が	2点以上		

# ■ 地域包括支援センターとは

包括支援グループ (内線 2423、2424)

## 地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です



### 地域包括支援センターの主な業務

#### ● 総合相談支援

高齢者等の抱える悩みや相談に対し、必要なサービスの紹介や解決に向けた支援を行います。

#### ● 介護予防ケアマネジメント

要介護状態になるおそれのある方へ、ケアプランを作成したり、65歳以上の高齢者に対し、介護予防教室を実施しています。

#### ● 権利擁護／虐待の早期発見・防止

高齢者への虐待防止や早期発見、成年後見制度の利用への支援などを行います。

#### ● ケアマネジメント支援

適切なサービスが提供されるように、地域のケアマネジャーへの支援を行ったり、関係機関とのネットワークづくりを行います。

#### ● 認知症施策の推進

認知症の方や、そのご家族からの相談に対し、医療・福祉・介護サービスの紹介調整を行います。また、認知症予防講座も開催します。

#### ● 地域包括ケアシステムの推進

地域の支援ネットワークを構築し、「地域の中で支えあい、高齢者がいきいきと暮らせるまち」づくりを推進していきます。

### 認知症の方やご家族を支えるために

那覇市では、認知症の方やご家族が安心して地域で暮らし続けることができるよう、様々な取り組みや支援を行っております。

#### 那覇市SOSリング

認知症等により行方不明になる恐れのある方に、SOSリングを登録し装着してもらい、身元の早期発見につなげます。



#### 那覇市認知症カフェ

認知症の理解を促し、認知症の方やその家族、また地域の方の居場所づくりの場、また専門職が連携する場として開催しています。

(R5.6月現在、市内22カ所)



※お気軽に、お近くの地域包括支援センター(裏表紙)へお問い合わせください。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

在宅福祉サービス

その他

介護保険サービス事業者一覧

介護保険料の決まり方・納め方



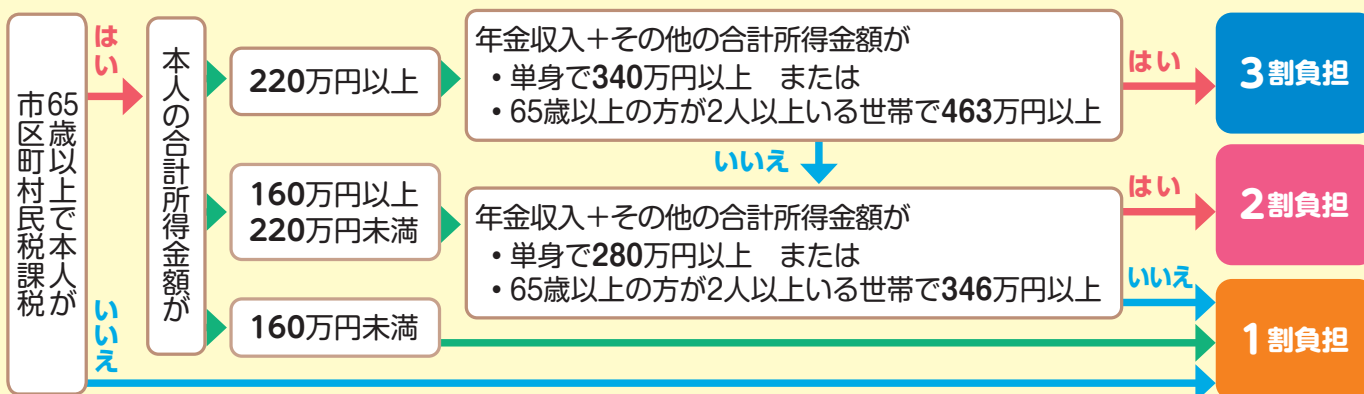
# 自己負担限度額と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

## ■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。

### ●自己負担割合の判定基準



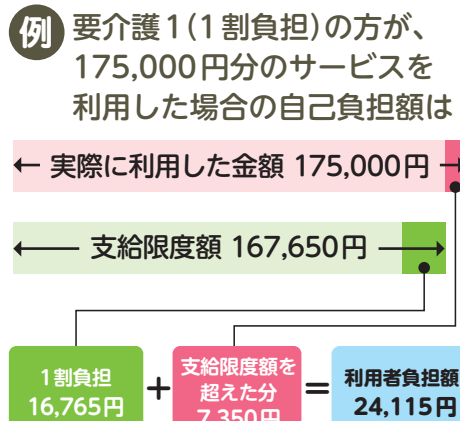
※ 40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

## ●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

### ■サービスの支給限度額(1カ月)のめやす(令和元年10月から)

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
総合事業	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円



### ■支給限度額に含まれないサービス

- ・特定福祉用具購入
  - ・特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
  - ・認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
  - ・介護保険施設に入所して利用するサービス
  - ・居宅介護住宅改修
  - ・居宅療養管理指導
  - ・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
  - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ※介護予防サービスについても同様です。

## 自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付の対象となる方には申請書をお送りしますので、ご記入の上返信ください。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

### 自己負担の限度額（月額）

令和3年8月から

区 分		限度額
現役並み所得者相当 （世帯内に課税所得が 右記の第1号被保険 者がいる場合）	年収約1,160万円以上の方 （課税所得約690万円以上の方）	140,100円（世帯）
	年収約770万円以上1,160万円未満の方 （課税所得約380万円以上690万円未満の方）	93,000円（世帯）
	年収約383万円以上770万円未満の方 （課税所得約145万円以上380万円未満の方）	44,400円（世帯）
上記以外の住民税課税世帯の方		44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税		24,600円（世帯）
・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方等		24,600円（世帯）
		15,000円（個人）
生活保護受給者の方等		15,000円（個人）

## 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

- 那覇市の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方で、給付の対象となる方にはお知らせをお送りしますので、お知らせが届いたら支給申請の手続きを行ってください。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月間。

### 医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

70歳未満の方

区 分	限度額
※1 基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市区町村民税非課税世帯	34万円

※1 基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除。

70歳以上の方<sup>※2</sup>

区 分	限度額	
課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上690万円未満	141万円
	145万円以上380万円未満	67万円
一般（市区町村民税課税世帯の方）	56万円	
低所得者（市区町村民税非課税世帯の方）	31万円	
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方 （年金収入のみの場合80万円以下の方）	19万円	

※2 後期高齢者医療制度の対象者も含まれます。

# 介護保険認定に伴うサービス以外に受けられる事業

那覇市では介護保険認定に伴うサービス以外に受けられる事業があります。

※申請は地域包括支援センターが窓口となります。(裏表紙参照)

## 食の自立支援事業

65歳以上の独居または高齢者のみの市町村民税非課税世帯で、家族の給食支援が困難な方へ月～土曜日のうち最大4回まで昼食を配達します。お弁当の種類は糖尿病食、おかゆ等があり、お弁当の大きさや食材費(200円から400円の幅)により自己負担があります。自己負担金の支払いは、利用者が直接業者へ支払います。



## 介護用品支給事業

在宅の要介護4・5かつ65歳以上の高齢者を介護している非課税世帯の家族に対し、介護用品(紙おむつ等)を支給します。

## 外出(通院)支援サービス事業

ストレッチャーや、車いす使用のため一般の交通機関を利用することが困難な65歳以上の高齢者に対し、移送用車両で居宅から病院へ片道480円で送迎します。月2回(往復)までの利用になります。所得制限はありません。

## 軽度生活援助事業

要介護・要支援の認定のない65歳以上の独居または高齢者のみの市町村民税非課税世帯に、身体介助をとまなわれない、掃除、食材の買物等の軽度な支援を行います。1時間150円で月4時間以内の利用になります。援助後、納付書が届きますので、最寄りの金融機関で支払います。

## ふれあいコール事業

不安感や孤独感の強い、65歳以上の一人暮らしの高齢者に定期的に電話をかけ、孤独感を和らげるとともに安否確認を行います。

緊急連絡先1人と緊急時の住居立ち入り等承諾書提出が要件です。



## 緊急通報システム事業

65歳以上の一人暮らしの高齢者で、慢性疾患等で常時見守りを要する状態にある方が対象です。居宅において緊急事態に陥った際に、緊急通報システムを使用し、迅速に協力者への連絡、救急車の手配ができます。要件として緊急時の協力者2人の確保、住居立ち入り承諾書、診断書の提出、固定電話の既設が必要です。

## 老人福祉電話設置事業

65歳以上の一人暮らしの高齢者(市町村民税非課税者)で、経済的理由から電話を保持していない方に対し、電話機を貸与することにより、孤独感を和らげるとともに安否確認を行えるようになります。毎月の基本料金を除く通話料は自己負担となります。保証人、設置承諾書(借家)が必要です。

## 家族介護慰労事業

市町村民税非課税世帯で、要介護4または5の認定を受けた高齢者が、1年間介護保険のサービスを受けていない（1週間以内のショートステイ利用を除く）、かつ、90日以上入院をせずに、在宅で生活している高齢者の介護を行っている同居家族（またはそれに準ずる親族）に、一時金10万円を支給します。

ちゃーがんじゅう課 在宅福祉グループ（内線 2430）

## シルバーハウジング事業（生活援助員派遣事業）

安謝・石嶺・久場川市営住宅の3ヶ所にあり、入居申請は市営住宅課にて行います。援助員の月1訪問（所得により負担金有）や緊急通報システム等の見守りサービスの利用、緊急時の協力員の報告、住居立ち入り承諾書を提出頂いた方が対象です。

## 老人福祉法による入所措置

環境上及び経済的理由で居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所措置します。

**慶 祝 事 業** …新百歳に那覇市と県・国から祝状を贈呈します。



## 老人クラブ助成金

市内の30人以上の老人クラブへ、4万円を上限に予算の範囲内で助成します。

## 福祉バス運行事業

高齢者の社会参加を促すため、福祉施設を巡回する、福祉バスを運行しています。時刻表・マップは、市役所本庁舎、各支所、各地域包括支援センター、老人福祉センター・憩いの家、福祉バス車内、ホームページ等に掲載しております。



## 高齢者公共交通割引制度（がんじゅう1日乗車券）

土日祝日、慰霊の日に、70歳以上の那覇市民の方は、身分証提示によりモノレール1日乗車券が300円で購入できます。

## 老人福祉センター・老人憩の家

健康の保持増進、教養の向上及びレクリエーションのための場を提供しています。プログラム内容等は、各施設へお問い合わせください。

施設名	所在地	電話
末吉老人福祉センター	那覇市首里末吉町2丁目14番地	886-3510
壺川老人福祉センター	那覇市壺川2丁目3番11号	853-1139
小禄老人福祉センター	那覇市小禄5丁目4番地2	857-7365
識名老人福祉センター	那覇市識名2丁目5番5号	854-7877
辻老人憩の家	那覇市辻2丁目14番1号（辻市営住宅内）	864-0580
金城老人憩の家	那覇市金城3丁目5番地4（那覇市総合福祉センター内）	859-0099
安謝老人憩の家	那覇市安謝2丁目15番1号（安謝福祉複合施設内）	862-4341



# 交通事故が原因で介護サービスを利用するときは届出が必要です！

給付グループ（内線 2418）

## 交通事故にあったときは早めに届出を

交通事故や傷害事件等、第三者（加害者）から傷害を受けたことが原因で介護保険のサービスを利用した場合は、市への届出が必要です。

なお、届出には、警察の交通事故証明書等も必要となりますので、お早めにちゃーがんじゅう課給付グループにご相談ください。

（介護保険サービスを利用しない場合には、届出は不要です）。

## 介護費用は加害者が負担します

交通事故等で傷害を受けたことにより介護が必要になった場合には、被害者に過失が無い場合に関り、必要となった介護費用は加害者が負担するのが原則です。介護サービスを利用した場合、介護費用の保険給付分は那覇市が一時立替で支払い、後で被害者に代わって加害者に請求することになります。

## 示談をしてしまうと

被害者と加害者との話し合いがついて示談が成立してしまうと、その示談の内容が優先され、介護費用を加害者に請求できなくなることがあります。

示談成立後に利用したサービスについては、

- ① すでに那覇市からサービス提供者に介護費用を支払っていた場合は二重支払いを避けるという主旨から、那覇市から被保険者（被害者）に対して返還請求を行うことがあります。
- ② 那覇市からサービス事業者に介護費用を支払っていない場合は、示談により受け取った介護費用に相当する額分は、那覇市から給付できなくなり、全額自己負担による利用となります。

このようなことから、仮に示談を行う場合であっても、これらのことを十分踏まえた上での示談を行わないと、被保険者（被害者）の方に多大な費用がかかる可能性があります。

示談を行う場合は事前に連絡していただくとともに、示談成立の場合は速やかに示談書の写しをちゃーがんじゅう課給付グループに提出してください。

## 介護マークの交付

管理グループ（内線 2411）

公共トイレでの付き添いや介護者の下着購入時など、誤解や偏見を受けやすい場での介護者の介護行為に対する周囲の理解を得ることを目的とし、介護マークを交付しています。



# 施設サービス事業所一覧

施設グループ (内線 2415、2416)

(令和5年6月1日現在)

サービス内容はP20～22、居住費・食費・日常生活費についてはP23を参照ください。

## 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。  
※原則要介護3以上の方が対象になります。

	事業所名	事業所所在地	連絡先
1	安謝特別養護老人ホーム	安謝2丁目15番2号	862-4321
2	特別養護老人ホーム 大名	首里大名町1丁目43番地2	886-5070
3	特別養護老人ホーム 首里偕生園	首里石嶺町4丁目389番地	886-3400
4	特別養護老人ホーム おもと園	天久1000番地	867-7010
5	特別養護老人ホーム 那覇偕生園	首里石嶺町4丁目390番地	886-2845
6	特別養護老人ホーム ゆがふ苑	山下町5番30号	996-2200
7	特別養護老人ホーム つじまち	辻2丁目27番地1	866-7200

## 介護老人保健施設

状態の安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。  
※要介護1～5の方が対象です。

	事業所名	事業所所在地	連絡先
1	介護老人保健施設 オリブ園	首里石嶺町4丁目391番地1	886-0214
2	介護老人保健施設 シルバーピアしきな	識名2丁目6番35号	833-1165
3	介護老人保健施設 パークヒル天久	天久1123番地	868-4108
4	介護老人保健施設 やすらぎの里	安里3丁目1番57号	869-0030
5	介護老人保健施設 緑寿園	小禄1丁目30番45号	857-6225
6	介護老人保健施設 はなみずき	識名3丁目20番12号	836-8100

## 介護医療院

長期にわたり療養が必要な人が医療と介護を一体的に受けることのできる施設です。  
※要介護1～5の方が対象です。

	事業所名	事業所所在地	連絡先
1	介護医療院小禄みなみ	宮城1丁目1番37号	857-3949

## 特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)

日常生活上の介護、療養上のお世話をする介護付き有料老人ホームや、軽費老人ホームです。

	事業所名	事業所所在地	連絡先
1	健寿の杜	安里3丁目1番47号	941-0070
2	介護付き有料老人ホーム 鏡原偕生園	小禄1丁目11番3号	859-3553
3	介護付き有料老人ホーム レイクビュー	古波蔵4丁目13番地27号	834-0019
4	特定施設入居者生活介護事業所 松風邸	辻2丁目10番14号	869-8557
5	介護付き有料老人ホーム 天久ヒルトップ おきなわ	天久1126番地	868-4108
6	ケアハウス 常夏の島	牧志3丁目8番10号	951-0036

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業 (総合事業)

費用の支払い

在宅福祉サービス

その他

介護保険サービス事業者一覧

介護保険料の決め方

# 地域密着型サービス事業所一覧

施設グループ (内線 2415、2416)

(令和5年6月1日現在休止中の事業所は除く)

地域密着型サービスは、できる限り住み慣れた地域での生活を支援するため、原則として利用者は那覇市の被保険者のみに なります。

## 認知症対応型通所介護 (認知デイ)

認知症の方を対象に専門的なケアを提供するデイサービスです。

	事業所名	事業所所在地	連絡先
1	ライブリーハウス	古波蔵 3 丁目 5 番 35 号 1F	835-4556
2	デイサービスふれあい楚辺	楚辺 2 丁目 30 番 2 号	987-0165
3	認知症デイサービス ひやみかち小禄	小禄 172 番地 1	858-2111
4	認知症対応型通所介護 たけとんぼ	国場 911 番地 2	987-0810

## 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の方がスタッフの介護を受けながら共同生活を送ります。要支援 1 の方は利用できません。

	事業所名	事業所所在地	連絡先
1	グループホーム めくめくの家・幸	首里大名町 1 丁目 43 番地 2	887-0402
2	グループホーム たかまーみの家	大道 94 番地 3 4F	887-0081
3	グループホーム 若狭の家	若狭 3 丁目 4 番 10 号 3F	951-0551
4	グループホーム 大道が丘	大道 94 番地 3 3F	885-0036
5	グループホーム さつき荘	宇栄原 3 丁目 5 番 14 号 3F	852-1158
6	グループホーム たけとんぼ	国場 911 番地 2	987-0810
7	グループホーム ふれあい楚辺	楚辺 2 丁目 30 番 2 号	987-0165
8	グループホーム なけ〜ま原	仲井真 238 番地 3	855-8870
9	グループホーム ひやみかち小禄	小禄 172 番地 1	858-2111
10	グループホーム うえの家	上之屋 408 番 4	951-3867
11	グループホーム ノーマライ心の花 首里	首里石嶺町 3 丁目 135 番地 2	887-4789
12	グループホーム ファミージュ	寄宮 2 丁目 1 番 18 号 4F	854-5529
13	三原あけぼのホーム	三原 1 丁目 2 番 6 号 2F	853-0520
14	グループホーム コスモス	識名 2 丁目 13 番 57 号	855-4162
15	グループホーム かなん	首里石嶺町 2 丁目 13 番 1	886-5700
16	グループホーム サンサン丸	首里末吉町 3 丁目 60 番地 1	885-1330
17	生協グループホーム安謝	安謝 250 番地	943-0878
18	認知症対応型共同生活介護 ハピユシ	松尾 2 丁目 17 番 45 号 2F	868-1282
19	グループホーム たんぽぽ	寄宮 1 丁目 9 番 5 号 4F	855-5378
20	グループホーム つぼみ	具志 2 丁目 18 番 12 号	996-3670
21	グループホーム 愛	繁多川 2 丁目 6 番 18 号	835-4664
22	グループホーム めぐみ首里	首里山川町 2 丁目 56 番 14 号	917-4115
23	グループホーム ももほ	安里 51 番地	868-1002
24	グループホーム 末吉	首里末吉町 2 丁目 95 番地 4	917-1227
25	グループホーム めぐみ小禄南	高良 2 丁目 9 番 6 号	859-7004
26	グループホーム ふれあい国場	国場 862 番地 1	833-6230
27	グループホーム おてだま	長田 1 丁目 18 番 10 号	987-0790

## 小規模多機能型居宅介護

一つの事業所で通いサービスを中心に訪問サービス、泊まりサービスを組み合わせて利用できます。

	事業所名	事業所所在地	連絡先
1	小規模多機能型ホーム 若狭	若狭 3 丁目 4 番 10 号 2F	951-0550
2	小規模多機能型居宅介護事業所 くくば原	国場 927 番地 1	832-9980
3	小規模多機能型ホーム 大道	大道 94 番地 3 2F	885-0018
4	小規模多機能型ホーム 寄宮	寄宮 1 丁目 16 番 12 号	836-2525
5	小規模多機能型施設 城西	首里山川町 2 丁目 40 番地	885-6635
6	小規模多機能型施設 はんたがわ	繁多川 3 丁目 4 番 18 号	996-5323

	事業所名	事業所所在地	連絡先
7	小規模多機能型施設 MOMO	宮城 1 丁目 1 番 37 号	857-8677
8	小規模多機能ケアホーム うえの家	上之屋 408 番 4	951-3610
9	指定小規模多機能型居宅介護事業所 花日和 2 号館	古波蔵 1 丁目 30 番 1 号	851-7487
10	小規模多機能ホーム はれる家	首里石嶺町 4 丁目 57 番地	885-8068
11	小規模多機能ホーム 安岡	安謝 619 番地 1	943-6388
12	小規模多機能型施設 デイ長田	長田 1 丁目 13 番 54 号	854-5401
13	小規模多機能ホーム すずらん	寄宮 1 丁目 9 番 5 号 4F	855-5377

## 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護によるサービスに加えて、訪問による看護が提供されます。

	事業所名	事業所所在地	連絡先
1	看護小規模多機能型居宅介護末吉	首里末吉町 2 丁目 95 番地 4	917-1227
2	看護小規模多機能めぐみ小祿南	高良 2 丁目 9 番 6 号	859-7004

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師による定期的な訪問に加え、随時対応などのサービスを提供します。要支援 1・2 の方は利用できません。

	事業所名	事業所所在地	連絡先
1	なは定期巡回ステーション	古島 2 丁目 19 番地 7	943-1132
2	まつりか定期巡回ステーション	首里金城町 3 丁目 32 番地	885-0992

## 地域密着型特定施設入居者生活介護（地域密着型介護付き有料老人ホーム）

日常生活上の介護、療養上のお世話をする定員 29 人以下の介護付き有料老人ホームです。要支援 1・2 の方は利用できません。

	事業所名	事業所所在地	連絡先
1	介護付き有料老人ホーム 天久ヒルトップ なは	天久 1126 番地	868-2122
2	介護付有料老人ホーム 特定施設ひまわり	小祿 1 丁目 2 番 21 号	851-3032
3	介護付き有料老人ホーム グランツ稲禾（とうか）	安里 51 番地	868-1009
4	介護付き有料老人ホーム わらていーだ A	国場 329 番地 1	996-3291
5	介護付き有料老人ホーム わらていーだ B	国場 329 番地 1	996-3291

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

日常生活の世話や介護、機能訓練や健康管理のサービスを受けながら生活をおくる施設で、定員 29 人以下の小規模な施設です。要介護 3～5 の方が対象となります。

	事業所名	事業所所在地	連絡先
1	地域密着型特別養護老人ホーム グリーンハウス国場	国場 326 番地	851-9301
2	特別養護老人ホーム 和（なごみ）	繁多川 5 丁目 20 番 12 号	987-7911
3	特別養護老人ホーム 前島	前島 2 丁目 18 番 17 号	894-8039
4	地域密着型特別養護老人ホーム 小祿偕生園	宮城 1 丁目 18 番 1 号 5F	859-6600
5	特別養護老人ホーム 百穂苑（ももほえん）	安里 51 番地	868-1004
6	特別養護老人ホーム 皇（すめら）	長田 1 丁目 18 番 10 号	987-0790
7	特別養護老人ホーム わらていーだ	国場 329 番地 1	996-3291

## 地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模なデイサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

※ 24 事業所が指定を受けています。

介護保険で利用できる事業所一覧是那覇市チャージょう課のホームページに掲載しております。

また、介護保険外の利用にはなりますが、有料老人ホームの一覧や情報等もホームページに掲載しております。有料老人ホームをお探しの方はホームページを参考にしてください。

介護保険事業所一覧

🔍 那覇市 介護保険指定事業所一覧

有料老人ホーム一覧

🔍 那覇市 有料老人ホーム一覧表

検索

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

費用の支払い

在宅福祉サービス

その他

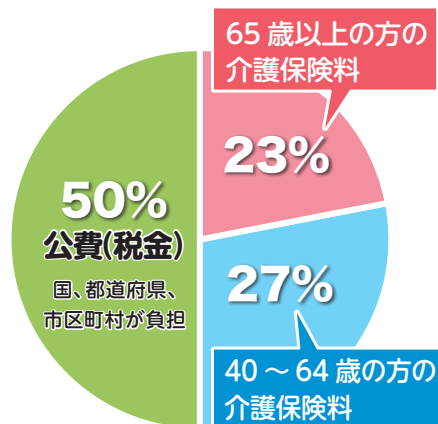
介護保険サービス事業者一覧

介護保険料の決め方



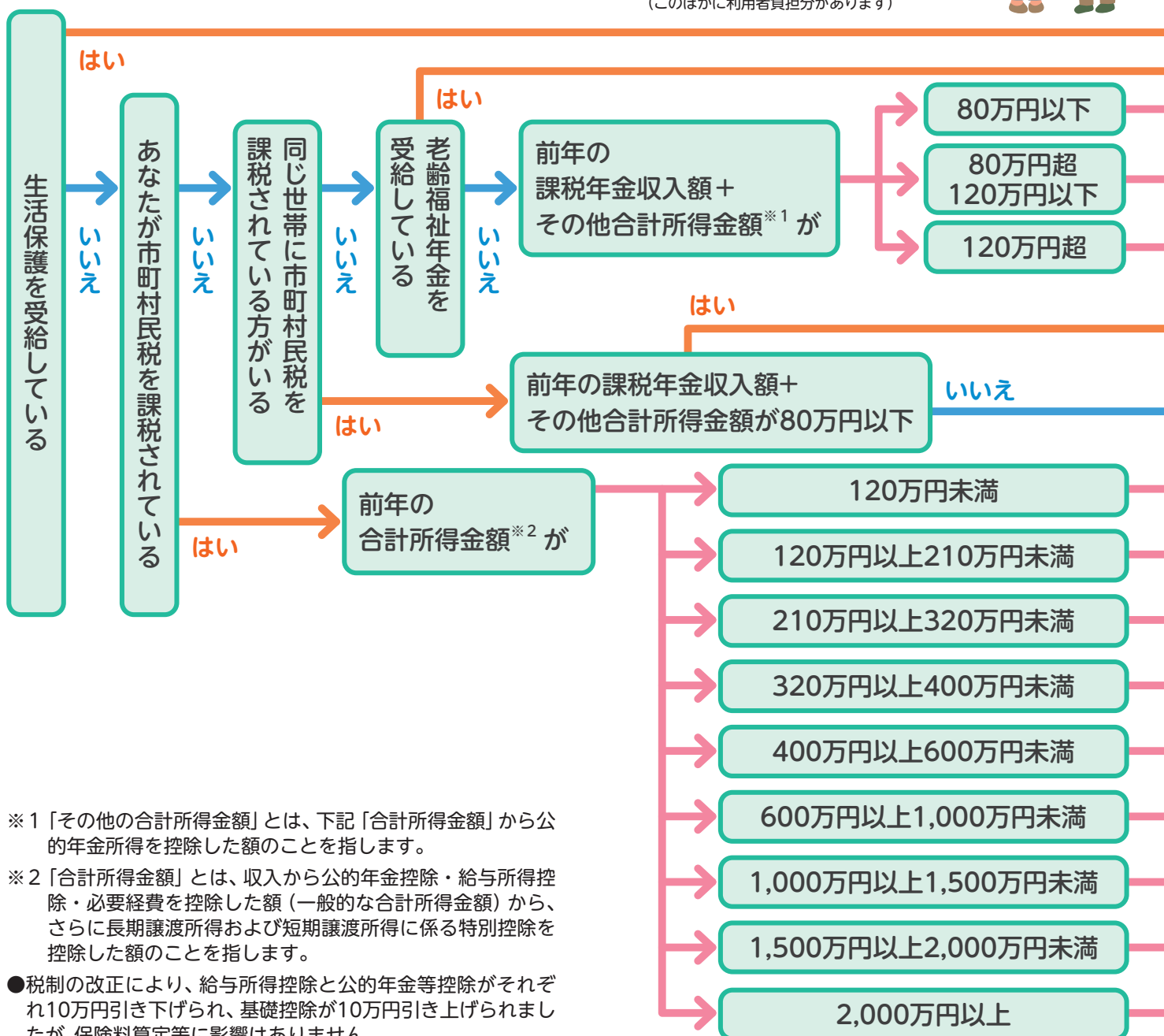
# 社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料はきちんと納めましょう。



▲介護保険の財源の内訳  
【令和3～5年度】  
(このほかに利用者負担分があります)

## あなたの介護保険料は？



※1 「その他の合計所得金額」とは、下記「合計所得金額」から公的年金所得を控除した額のことを指します。

※2 「合計所得金額」とは、収入から公的年金控除・給与所得控除・必要経費を控除した額（一般的な合計所得金額）から、さらに長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額のことを指します。

●税制の改正により、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられましたが、保険料算定等に影響はありません。

## 65歳以上の方の介護保険料の決め方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

### 基準額の決め方

那覇市に必要な  
介護サービスの総費用



65歳以上の方の  
負担分23%



那覇市に住む  
65歳以上の方の人数

那覇市の令和3～5年度の介護保険料の基準額 **82,512円** (年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、14段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金で、世帯全員が市町村民税非課税の方	基準額 × 0.30	2,063円	24,756円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と 80万円以下の方	基準額 × 0.50	3,438円	41,256円
第3段階	80万円超120万円以下の方 その他合計所得金額 <sup>※1</sup> の 合計が120万円超の方	基準額 × 0.70	4,814円	57,768円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、 80万円以下の方	基準額 × 0.90	6,189円	74,268円
第5段階	本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と 80万円超の方	基準額 × 1.00	6,876円 (基準額)	82,512円 (基準額)
第6段階	120万円未満の方	基準額 × 1.12	7,702円	92,424円
第7段階	120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.25	8,595円	103,140円
第8段階	210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	10,314円	123,768円
第9段階	320万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.60	11,002円	132,024円
第10段階	本人が市町村民税課税で前年の 400万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.80	12,377円	148,524円
第11段階	合計所得金額 <sup>※2</sup> が 600万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.10	14,440円	173,280円
第12段階	1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額 × 2.30	15,815円	189,780円
第13段階	1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額 × 2.40	16,503円	198,036円
第14段階	2,000万円以上の方	基準額 × 2.50	17,190円	206,280円

## 65 歳以上の方の介護保険料の納め方

65 歳以上になった月 (65 歳の誕生日の前日の属する月) の分から納めます。

納め方は受給している年金\*の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

\*受給している年金とは、老齢 (退職) 年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

### 普通徴収

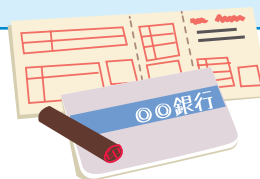
年金が年額 **18 万円未満** の方 →

**【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます

- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関、コンビニ等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、

**口座振替** が便利です。



口座振替が便利ね



#### 手続き

- ① 介護保険料の **納付書**、**通帳**、**印かん (通帳届出印)** を用意します。
- ② 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。

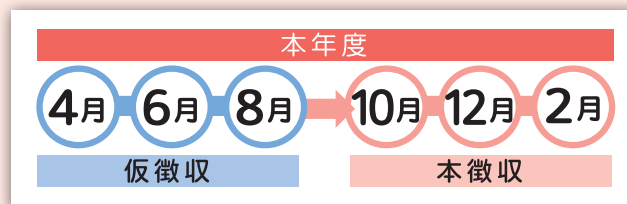
※ 口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。

※ 口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

年金が年額 **18 万円以上** の方 → 年金から **【天引き】** になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月 (4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・2 月) の年 6 回に分けて天引きになります。

4 月、6 月、8 月は、仮に算定された保険料を納め (仮徴収)、10 月、12 月、2 月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます (本徴収)。



- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね 6 カ月後から介護保険料が天引きになります。



こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で 65 歳になった
- 年度途中で老齢 (退職) 年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

# 介護保険料を滞納すると？



災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

<b>納期限を過ぎると</b>	督促が行われます。 <b>督促手数料や延滞金が徴収</b> される場合があります。また、滞納処分（差押え等）を受ける場合もあります。
<b>1年以上滞納すると</b>	利用したサービス費用はいったん <b>全額を自己負担</b> します。申請によりあとから保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が支払われます。
<b>1年6か月以上滞納すると</b>	引き続き、利用したサービス費用はいったん <b>全額自己負担</b> となり、申請しても保険給付費の一部または全額が <b>一時的に差し止め</b> られます。滞納が続く場合は、 <b>差し止められた額から介護保険料が差し引かれる</b> 場合があります。
<b>2年以上滞納すると</b>	上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が <b>3割または4割に引き上げ</b> られたり、 <b>高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくな</b> ったりします。

## 40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方 	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方 	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。

## 介護保険料の減免について

災害に遭われたり、生計維持者が失業などにより著しく収入が減少したために介護保険料の納付が困難になった方は、保険料の減免を受けることができる場合があります。

**減免を受けることができる方**

- ① 災害などにより家財に著しい損害を受けた方
- ② 生計維持者の収入が長期入院などにより著しく減少した方
- ③ 生計維持者の収入が失業、事業の休廃止などにより著しく減少した方
- ④ 生計維持者の収入が干ばつなどによる農作物の不作、不漁などにより著しく減少した方
- ⑤ 保険給付の制限を受けた方（刑事施設などに拘禁されていた場合など）
- ⑥ 所得段階が第2段階または第3段階で、かつ、世帯の収入額が生活保護の基準に満たない方
- ⑦ 債務返済のため居住用財産を譲渡した方
- ⑧ 被保険者本人が破産宣告を受けた方



# 那覇市地域包括支援センター

那覇市地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員などの専門職員が常駐し、地域の関係機関と連携しながら、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らしていくための、さまざまな支援を行う総合相談機関です。

## ●那覇市地域包括支援センター一覧

センター名	電話番号・所在地	担当圏域
石嶺	☎ 886-7987 那覇市首里石嶺町2-97-1	石嶺町2丁目・3丁目・4丁目
	☎ 886-5177 那覇市首里大名町1-43-2	石嶺町1丁目、赤平町、儀保町、久場川町、平良町、大名町
城西	☎ 887-7700 那覇市首里池端町1番地 102号	池端町、大中町、金城町、寒川町、鳥堀町、当蔵町、桃原町、真和志町、山川町、赤田町、崎山町、汀良町
	☎ 963-6478 那覇市繁多川3-4-18	繁多川、識名2丁目・3丁目
松川	☎ 882-1622 那覇市松川301-4	大道、松川、三原1丁目・2丁目
	☎ 882-2266 那覇市古島2-19-7	末吉町、松島、真嘉比、古島
識名	☎ 987-1010 那覇市長田1-16-7 C-101号	字寄宮、寄宮3丁目、長田、三原3丁目、上間1丁目、識名1丁目・4丁目
	☎ 860-2211 那覇市安里1-7-3 7F	安里、壺屋、牧志3丁目、樋川2丁目、寄宮1丁目・2丁目
古波蔵	☎ 855-6254 那覇市古波蔵4-7-5 1F	与儀、古波蔵、樋川1丁目
	☎ 851-9308 那覇市上間372番地	国場、仲井真、真地、字上間、字識名
新都心	☎ 941-2252 那覇市銘苅1-6-15 1F	銘苅、天久1丁目・2丁目、おもろまち3丁目・4丁目
	☎ 860-3747 那覇市安謝1-3-10 101号	字天久、安謝、曙、港町
泊	☎ 860-5121 那覇市上之屋402-3 6F	おもろまち1丁目・2丁目、上之屋、泊、久茂地、前島1丁目・2丁目、牧志1丁目・2丁目
	☎ 863-1165 那覇市若狭2-1-10	前島3丁目、松山、若狭、久米、辻、通堂町、西、東町
城岳	☎ 863-3660 那覇市松尾2-16-45	松尾、楚辺、壺川、旭町、泉崎
	☎ 852-0777 那覇市鏡原1-68	奥武山町、山下町、垣花町、字鏡水、鏡原町、住吉町、当間、赤嶺、安次嶺、大嶺、金城、田原1丁目、高良3丁目、宇栄原1丁目・2丁目・3丁目
小禄	☎ 858-0096 那覇市小禄551-1	字田原、田原2丁目・3丁目・4丁目、字小禄、小禄1丁目・4丁目・5丁目
	☎ 859-6633 那覇市宮城1-18-1 地下1階	小禄2丁目・3丁目、字宇栄原、宇栄原4丁目・5丁目・6丁目、字高良、高良1丁目・2丁目、具志、宮城

お問い合わせ先

那覇市ちゃーがんじゅう課 包括支援グループ  
TEL:098-862-9010(内線2420、2423、2424、2425) FAX:098-862-9648